

○久留米大学医学図書館電子ジャーナル利用心得

(趣旨)

- 1 この利用心得は、久留米大学医学図書館電子ジャーナル（以下「電子ジャーナル」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用目的)

- 2 電子ジャーナルの利用目的は学術研究に限るものとする。

(利用資格者)

- 3 電子ジャーナルを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他医学図書館長が特に認めた者

(利用申請)

- 4 前項第3号及び第4号の者が電子ジャーナルを利用する場合には、所定の「利用登録申請書」を医学図書館長に提出しなければならない。

(利用承認)

- 5 医学図書館長は、前項の申請を適当と認めた者については、利用を承認する。

(利用期間)

- 6 第3項第3号及び第4号の者についての利用期間は、承認を受けた日から、当該当年度までとする。

(更新)

- 7 第3項第3号及び第4号の者については、年度毎に利用の更新手続きを行わなければならない。

(禁止行為)

- 8 利用において次の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 著作権の侵害
- (2) 法令に違反又は恐れのある行為
- (3) ダウンロードソフトウェア等を使った機械的な大量ダウンロード
- (4) ダウンロードやプリントアウトした論文の記事を複数配布、送信又は売買すること

- (5) 運用を妨げる行為

(利用の取消し)

9 医学図書館長は次の各号に該当する場合、利用承認を直ちに取消することができる。

- (1) 前項の禁止行為に該当する行為を行ったとき
- (2) 「利用申請書」に虚偽の記載を行ったとき
- (3) ユーザー名の貸借又はパスワードの第三者への開示を行ったとき
- (4) 利用目的と著しく相違する行為を行ったとき
- (5) 情報倫理に反する行為を行ったとき

(経費)

第10条 利用者が電子ジャーナルを利用する場合には、その経費を免除する。

附 則

この利用心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この利用心得は、平成26年6月17日から施行し、平成26年6月1日から適用する。